

広島県告示第千四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

新	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧			
大谷リハビリテーション病院	大谷病院	江田島市大柿町柿浦一九七〇番地	平成一五年二月二四日	